



那覇市市制 100 周年記念提案（補助）事業公募説明会

配布資料 目次

那覇市市制 100 周年記念事業 基本構想（抜粋）	1- 2 ページ
提案事業募集要項	3- 8 ページ
提案事業補助金交付要綱第 1 号様式（申請書類一式）記入例	9-14 ページ
提案事業手順フロー図	15 ページ
提案事業 Q&A	16-17 ページ

【お問い合わせ先】

那覇市市制 100 周年記念事業実行委員会 事務局

（那覇市 企画財務部 企画調整課内）

電話：098-862-9937 FAX：098-862-4263

電子メール：m-gyousei001@city.naha.lg.jp

那霸市市制 100 周年記念事業基本構想 (抜粋)

平成 31 年 (2019 年) 3 月

那 霸 市

はじめに

万国津梁の精神で大海原を舞台に雄飛した琉球王国の文化と歴史を今に受け継ぐ本市は、1921(大正 10)年に市制を施行して以来、2021 年 5 月 20 日に市制施行 100 周年を迎えます。

沖縄戦によるゼロからの再出発を余儀なくされ、さらには、米軍による統治を経験してきた本市は、平和と自治を希求する市民の力によって、少しずつかつてのにぎわいを取り戻し、産業や経済、医療、教育、文化などの都市機能を集積させながら、この 100 年で県都としての風格を備えた都市へと発展を遂げてきました。

この 100 周年という記念すべき節目を更なる市勢発展の契機とし、いつまでも愛着と誇りを持って暮らし続けられる、笑顔広がる元気なまち「なは」の実現につなげます。

1 基本理念

風格ある那覇を築き上げてきた先人たちのたゆまぬ努力をたたえ、この 100 年の節目を全市をあげて祝うとともに、輝かしい未来への確かな一歩を踏み出すスタートとし、市制 100 周年記念事業を実施します。

2 基本方針

基本理念を踏まえ、「つなぐ」をキーワードとした次の基本方針に基づき記念事業を実施します。

1 時代をつなぐ ～過去から未来へ～

先人たちが築き上げてきた歴史や文化、そして平和を願う強い想いを国内外へ発信するとともに、未来へとつなげます。

2 世代をつなぐ ～親から子、孫へ～

那覇の魅力を再認識し、愛着と誇りを深め、次代を担う子どもたちへつなげます。

3 心をつなぐ ～人と人、人と地域、地域と地域～

御万人(うまんちゅ)が集い、共に創り、共に楽しみ、交流を深め、笑顔の輪をつなげます。

那覇市市制100周年記念提案事業（補助金）募集要項

はじめに

那覇市は、大正10年（1921年）に市制を施行して以来、令和3年（2021年）に市制100周年を迎えます。

風格ある那覇を築き上げてきた先人たちのたゆまぬ努力をたたえ、この100年の節目を、全市をあげて祝うとともに、輝かしい未来への確かな一歩を踏み出すスタートとすることを目的に、市制100周年記念事業（以下「記念事業」という。）を実施します。

那覇市市制100周年実行委員会（以下「実行委員会」という。）が記念事業の一環として、市民や企業、各種団体等が、企画、実施する事業を本募集要項により募集します。

1 事業概要

那覇市市制100周年記念事業基本構想（以下「基本構想」という。）の趣旨に賛同する市民や企業、各種団体等が、市制100周年を祝うため企画、実施を提案する事業に対し、その経費の一部を補助します。

2 応募資格

- 募集対象は、下記の要件をすべて満たす団体とし、個人での応募はできません。
 - (1) 複数名の構成員を擁する団体、企業若しくは事業所（以下「団体等」という。）又は団体等で構成する団体（記念事業に際し、複数の団体等で構成する事業共同体を含む。）
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の統制下でない団体等、又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織でない団体等
 - (3) 暴力団員が役員又は構成員となっていない団体等
 - (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない団体等
 - (5) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的としていない団体等
 - (6) 記念事業を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのない団体等

3 補助対象事業

- 補助の対象となる事業は、(1)～(5)のすべての要件を満たす事業です。
 - (1) 基本構想の基本理念及び基本方針に沿った事業
 - (2) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに実施完了する事業
 - (3) 補助対象団体が自ら企画し、実施する事業
 - (4) 原則として市内において実施し、市内外の者が広く参加できる事業
 - (5) 実施しようとする事業が既存事業であるときは、那覇市市制100周年を記念して拡充し、又は事業内容を追加したものであることが明確に区分できる事業

- 補助事業を実施するにあたり、実施団体は、記念事業の普及広報に努めてください。
 - (1) 事業名に「那覇市市制100周年」の文言を含む那覇市市制100周年を記念する旨の冠付けをすること
 - (2) 記念事業ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用に関する要綱に定めるロゴマーク及びキャッチフレーズを使用すること
- 以下の事業は、補助の対象事業にはなりません。
 - (1) 総事業費が30万円未満の事業
 - (2) 法令又は公序良俗に反する事業
 - (3) 政治活動、宗教活動又は思想活動を目的とする事業
 - (4) 特定の個人、団体等の営利又は宣伝のみを目的とする事業
 - (5) 国又は地方公共団体が主催する事業
 - (6) 国又は地方公共団体から補助金等を受け実施する事業
 - (7) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が関与している事業
 - (8) その他会長が不相当と認める事業

4 補助対象経費

■ 補助対象経費

区 分	主 な 内 容
報償費	講師・イベント出演団体謝礼等
旅費	講師・イベント出演団体の活動場所までの交通費、宿泊費等
需用費	消耗品費、印刷製本費
役員費	通信運搬費、広告料、手数料、保険料等
委託料	会場設営委託料、警備委託料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械機器等の借上料
原材料費	原材料費
その他の経費	その他補助事業等に必要経費で、会長が必要かつ適切であると認める経費

■ 補助対象外経費

- (1) 食糧費
- (2) 備品の購入費
- (3) 補助対象団体等の構成員、構成団体に対する人件費、謝礼、旅費
- (4) 補助対象団体等の運営に関する経常的な経費
- (5) その他社会通念上必要と認められない経費

■ 補助率及び上限額

予算の範囲内で、1事業あたり補助対象経費の3分の2以内で、100万円を上限額として補助します。

■ 応募事業件数

同一の団体が複数の事業を応募することができます。ただし、事業ごとの審査となりますので、応募した事業すべてが採択されるわけではありません。

5 事業の流れ

項目	期間	備考
(1) 募集（交付申請）期間	令和2年9月1日（火） ～12月18日（金）	募集期間中に申請書類を事務局に持参または郵送（締切日必着）で提出してください。
(2) 選考・選考結果（事業採択）通知	令和3年1月末（予定）	実行委員会において、書類審査及び必要に応じてプレゼンテーション審査により、事業の採択の可否を決定し、結果を文書で通知します。
(3) 補助金交付決定	令和3年4月1日	補助金の交付決定通知を送付します。 <u>この日以降の支払いのみが補助の対象となりますので、ご注意ください。</u>
(4) 事業実施期間	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	各団体等で事業を実施してください。
(5) 実績報告	事業実施完了後、 <u>30日以内に</u> 「実績報告書」他関係資料を提出してください。	
(6) 審査・交付額の確定	提出された「実績報告書」他関係資料を精査し、適当と認められれば、補助金額を確定し、「交付確定通知書」で通知します。 ※ただし、特に必要と認める場合には、事業の完了前に補助金の一部を請求することができます。	
(7) 補助金の請求	「交付確定通知書」を受け取り次第、請求書を事務局に提出してください。	
(8) 補助金の交付	指定した口座へ補助金を振り込みます。	

※ 新型コロナウイルス感染対策のため、公募説明会は実施いたしませんのでご了承ください。ご質問につきましては、個別に電話、メール、ファックスにて対応いたします。また、窓口来課も対応いたしますが、事前にご連絡をお願いいたします。

※ 事業採択後の事業の変更又は中止については、事前に必ず事務局へご相談ください。
承認を受けずに事業の変更、中止をした場合は、補助金の交付が取り消し（交付済の補助金の返還）となる場合があります。

6 提出書類（原本1部、原本の写し8部、合計9部）

募集期間中に申請書類等を揃えてご提出ください。なお、申請等に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却いたしません。提出書類は全てA4サイズでご用意ください。

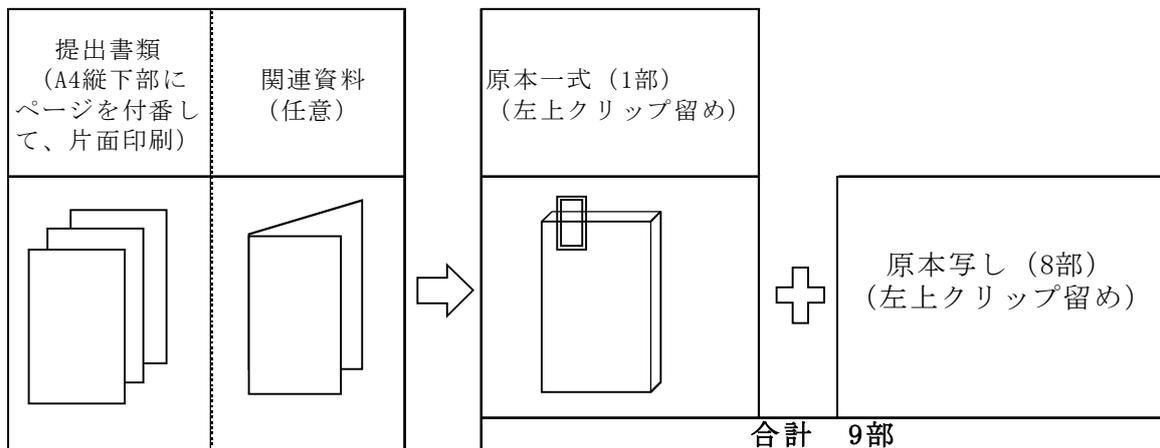
■ 提出書類等

- (1) 様式第1号 補助金交付申請書
- (2) 様式第1号の1 提案事業実施計画書
- (3) 様式第1号の2 経費明細書
- (4) 様式第1号の3 申請団体の概要書

（複数の団体で応募する場合は、各団体の概要書を提出してください。）

- (5) 申請団体の概要や活動実績のわかる資料等（任意）

【提出書類の綴り方】



7 選考審査対象除外

次の要件に該当する場合は、選考審査の対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 本募集要項に違反又は著しく逸脱したとき。
- (3) 提出期限までに、必要な書類等が揃っていないとき。
- (4) その他不正行為があったとき。

8 審査方法等

(1) 審査機関

実行委員会提案事業部会が那覇市市制100周年記念提案事業補助金審査要領（以下「審査要領」という。）に基づき、審査を行います。

ただし、申請事業件数が40件を超え、かつ、予算額を超える場合は、那覇市市制100周年記念事業実行委員会事務局において、事前審査を行います。

(2) 審査方法

提出書類による書類審査となります。

ただし、必要に応じて、申請団体のプレゼンテーションによる審査を行うことがあります。

(3) 審査項目と審査基準

審査項目	審査基準
事業の目的	事業の目的が記念事業の基本理念や基本方針に沿っている。
	提案に至った経緯や理由から意欲や熱意が感じられる。
事業の内容	実施場所や回数等が適切であり、事業内容と合致している。
	幅広く、多くの集客が見込める事業内容となっている。
	100周年を記念するにふさわしい事業内容となっている。
	記念事業として独自性が感じられ、PR効果が高い事業内容となっている。
事業の実施体制等	必要な人員数と役割を備えた実施体制となっている。
	安全確保に対する配慮や危機管理への対応がなされている。
実施スケジュール	事業の実施から完了まで無理のない適切なスケジュールとなっている。
これまでの活動実績	活動実績を踏まえ、提案事業内容が適切で実行性があるものとなっている。

(4) 評価点と評価方法

- ① 審査要領に基づき、各審査員が各審査基準に1点単位で5点から1点までの点数を付し、50点満点とします。
- ② 最高点及び最低点を付けた審査員各1名の評価点を除いた、残りの審査員の合計点で順位付けを行い、予算の範囲内で上位の事業から順に補助金交付対象事業とします。
- ③ ただし、上記②にかかわらず、合計点が6割に満たない場合は選外となります。

(5) 結果の通知

選定結果は、応募者全員に通知します。

なお、結果に対する異議は受け付けませんのであらかじめご了承ください。

9 交付決定の取消・補助金の返還

交付決定後に、承認を受けずに事業の変更、又は、中止をした場合の他、以下の事項に該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。

- (1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付に係る条件に違反したとき。

(4) その他本募集要項の規定に違反したとき。

10 関係書類の整理等

補助団体は、補助事業に係わる収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類を整理し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保管してください。

11 申し込み先・問い合わせ先

那覇市市制100周年記念事業実行委員会事務局（那覇市 企画財務部 企画調整課内）

電話 098-862-9937 FAX 098-862-4263 E-mail: m-gyousei001@city.naha.lg.jp

〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所本庁舎6階

平日 9:00～17:00（12:00～13:00の昼食時間を除く）

- メールでのお問合せは、タイトルを「市制100周年記念提案事業に関する質問」としてください。
- 窓口は、平日12時～13時、土曜、日曜、祝日は、対応しておりませんので、ご了承ください。

令和 年 月 日

那覇市市制100周年記念事業実行委員会会長 宛

提出日を記入

申請者 住所

団体名

代表者役職

代表者名

原本1部に代表者の印を押印

印

那覇市市制100周年記念提案事業補助金交付申請書

那覇市市制100周年記念提案事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

様式第1号の2（第6条関係）の経費明細書の補助金交付申請額と一致していること

1 提案事業名	
2 補助金交付申請額	円（1,000円未満は切り捨て）
3 提案事業の実施予定年月日（期間）	令和 年 月 日（ 曜日） ～ 令和 年 月 日（ 曜日）
4 担当者	氏名 連絡先 メールアドレス
5 添付書類 （提出前に全て揃っているかチェックしてください）	<input checked="" type="checkbox"/> 提案事業実施計画書（様式第1号の1） <input checked="" type="checkbox"/> 経費明細書（様式第1号の2） <input checked="" type="checkbox"/> 申請団体の概要書（様式第1号の3） <input checked="" type="checkbox"/> その他会長が必要と認める書類 （ ）

最終の日を記載

本事業に関する問い合わせ先となる方

提出前にすべての書類がそろっているか確認

提案事業実施計画書

1 事業の目的について

(1) 那覇市市制100周年記念事業基本構想の基本方針のうち、いずれか、又は複数の番号に○をつけてください。

- 1 時代をつなぐ ～過去から未来へ～
- 2 世代をつなぐ ～親から子、孫へ～
- 3 心をつなぐ ～人と人、人と地域、地域と地域～

(2) 事業の実施の目的を記載してください。

100周年記念事業の基本理念や基本方針に沿った目的を記載

(3) 今回の提案に至った経緯や理由を記載してください。

提案理由や実施に向けての意気込みなどを記載

2 事業の内容について

(1) 実施予定場所（複数ある場合は複数）

参加者数、来場者数など

(2) 参加見込人数 人

延べ人数を記載

(3) 実施する事業の内容をできるだけ具体的に記載してください。

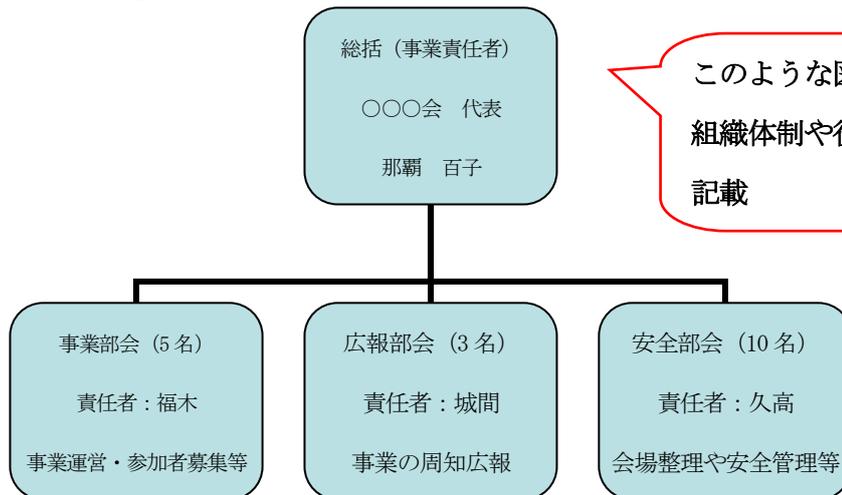
想定する対象者、参加者（子ども、障がい者、高齢者、全世代）なども明記しながら、具体的な事業内容について、わかりやすく記載

(4) 100周年事業として特にPRしたいことや特徴的な内容について記載してください。

100周年事業としての独自性やPR効果を記載

3 事業の実施体制等について

(1) 事業実施のための組織体制や役割分担等を記載してください。



このような図を活用して
組織体制や役割分担等を
記載

(2) 事業実施の際の来場者の安全確保の手法や危機管理体制等を記載してください。

以下の視点を踏まえて、安全確保や危機管理に対する対応を記載

- ・レクリエーション保険やイベント傷害保険の加入
- ・障がい者や高齢者、子どもなどの参加を想定したアクセスの確保や管理体制
- ・事故等があった場合の連絡体制

4 実施スケジュールについて

事業実施、完了までのスケジュールを記載してください。

R3年1月 第1回全体会議 (事業内容の確認、役割分担確認等)
R3年2月 第2回全体会議 (会場の下見等)
R3年4月 第3回全体会議 (進ちよく状況の確認)
R3年5月 第4回全体会議 (進ちよく状況の確認、課題確認等)
R3年7月 (実施1週間前) 最終確認
事業実施
R3年8月 事業費精算、実施報告書提出

全体会議に加え、各部会での会議を月1回程度行う。

準備段階、実施、完了までのムリのないスケジュールと具体的な検討内容等について記載

※1 必要に応じ適宜行数を追加 (枠の大きさを広げる) することはできますが、3枚程度に収まるようにまとめてください。

※2 記入する文字のフォント (MS 明朝)、フォントの大きさ (12ポイント) は変更しないでください。

様式第1号の2 (第6条関係)

事業実施に係る総事業費
を記載

経費明細書

1 総事業費 700,000円 (うち補助対象経費 579,000円)

2 補助対象経費内訳 (単位:円)

① 経費区分	② 細目	③ 補助対象経費 (税込額)	④ 補助金交付 申請額	⑤ 積算基礎
報償費	出演者謝礼金	100,000	66,666	2万円×5団体
	手話通訳者謝礼金	30,000	20,000	1.5万円×2名
需用費	ポスター印刷	110,000	73,333	
役務費	レクレーション保険	20,000	13,333	
委託料	会場設営委託料	220,000	146,666	
使用料及び賃借料	音響機器借用	55,000	36,666	
	会場使用料	44,000	29,333	
合計額		579,000	385,997	
補助金交付 申請額			385,000	

補助金交付申請額は、1,000円未満は切り捨て(四捨五入はしない)
様式1の補助金交付申請額にはこの金額を記載

(必要に応じ適宜行数を追加してください)

3 補助対象経費の財源内訳

(単位：円)

区 分	金額	備 考 (参加費等の収入がある場合には、 単価×人数等の積算基礎)
本補助金	385,000	
自主財源・寄附金等	154,000	
参加費等の収入	40,000	ブース出展料 3,000円×5店舗 5,000円×5店舗
合計額	579,000	

補助対象経費総額を記載
(前ページ2の③の合計額
と一致していること)

様式第1号の3（第6条関係）

複数の団体が集まって実施する場合は、個別の団体ごとに作成し提出

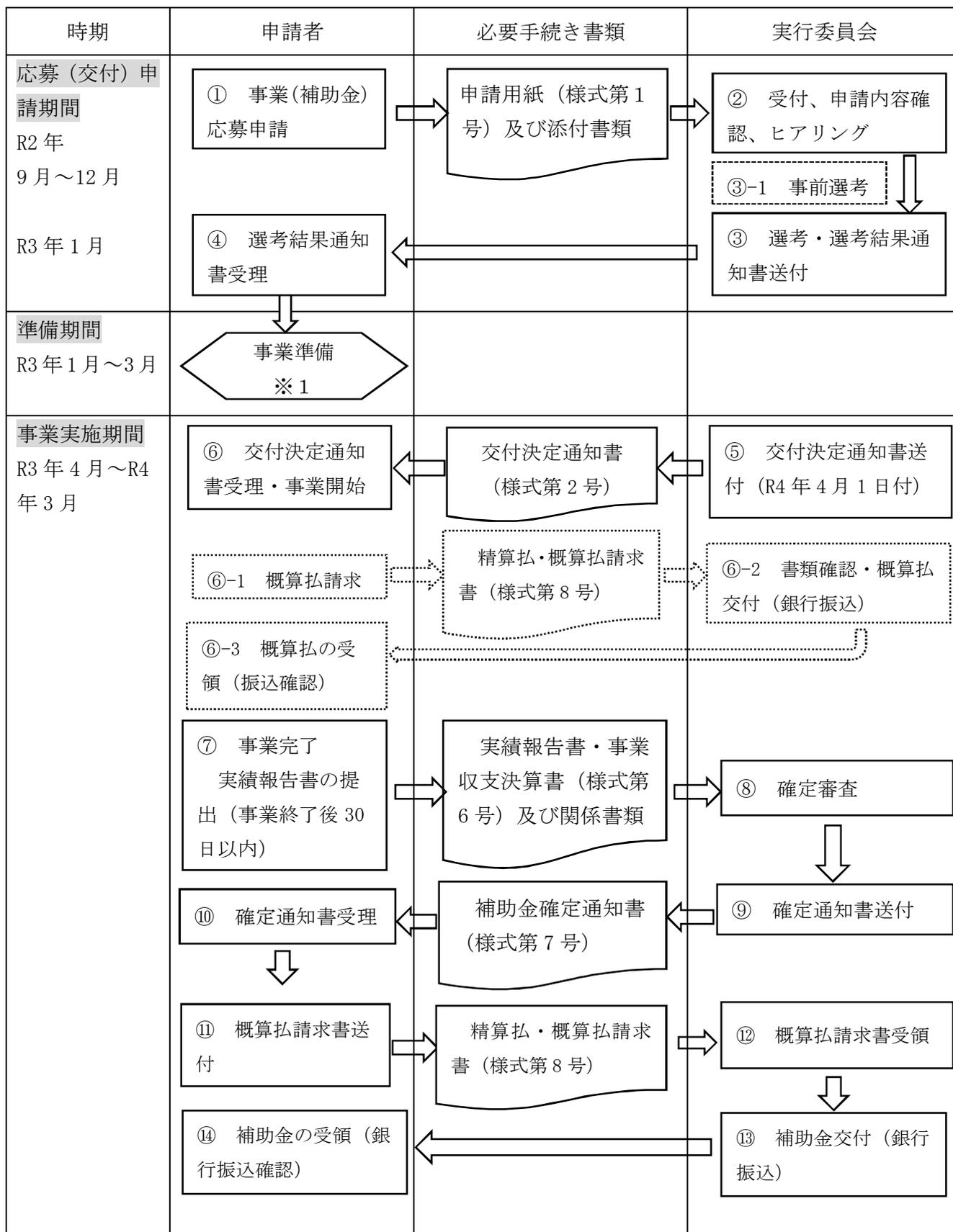
申請団体の概要書

事業者名			
代表者の 役職・氏名			
所在地			
設立年月	年 月	構成員数	人
1 申請団体の設立目的			
設立の目的を記載。既存の団体で規約等があればその中から抜粋も可能。			
2 これまでの活動実績・内容			
メンバー構成など団体の概要を記載。既存の団体の場合は、最近の活動実績を中心に記載。			

（必要に応じ適宜行数を追加してください）

- ※1 本事業を共同で実施する場合には、各団体等それぞれ作成してください。
- ※2 記入する文字のフォント（MS 明朝）、フォントの大きさ（12ポイント）は変更しないでください。
- ※3 申請団体の概要や活動実績のわかる資料等がありましたら、添付してください。

那覇市市制 100 周年記念提案事業手続きフロー図



※ 1 補助対象経費であっても準備期間（R3 年 1 月～3 月）の支出は、補助の対象となりません。

1. 事業の申請（申し込み）について

Q1 募集要項に記載されている対象事業、対象団体の要件をすべて満たさないといけませんか。

A1 : はい、すべての要件を満たす必要があります。

Q2 : 対象となる団体等は那覇市内の団体等に限りませんか。

A2 : 那覇市外の団体等も対象となります。ただし、原則として、事業の実施場所は那覇市内とします。

Q3 : 他の補助金を受けていますが、併せて活用することができますか。

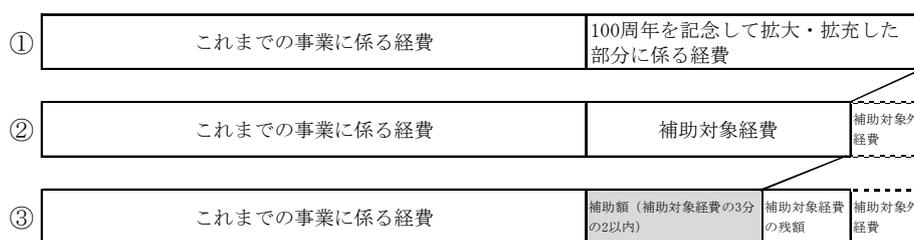
A3 : 国や地方公共団体（那覇市を含む）からの補助金を受けている事業は対象となりません。ただし、併用が認められる民間の助成金等を活用することは可能です。

Q4 : 同一団体から複数の事業を申請（提案）することができますか。

A4 : 同一団体が複数の事業を申請することが可能です。ただし、審査は事業ごとに行いますので、申請した事業がすべて採択されるとは限りません。

Q5 : 毎年実施しているイベントも対象となりますか。

A5 : すでに実施したことがある事業やイベントについては、市制 100 周年を記念して、拡大、拡充した部分が明確に区分できるものであれば対象となります。その場合、事業やイベントの総事業費ではなく、拡大、拡充した部分の経費の補助対象経費の 3 分の 2 以内が補助の対象（下図網掛部分）となります。



Q6 : 2 次募集など追加募集はありますか

A6 : 2 次募集等の追加募集は予定しておりません。

Q7 : 提案する事業の全部又は大部分をイベント会社等へ請け負わせることは可能ですか。

A7 : 補助の対象となる事業は、申請する団体等が自ら企画、実施することが要件となります。事業の企画、実施において、外部に発注する必要がある業務については個別にご相談ください。

2. 補助対象経費について

Q1：飲食費は、補助対象経費として認められますか。

A1：飲食費（食糧費）は、補助対象経費として認められません。

Q2：事業を実施するため、必要な備品の購入は補助対象経費として認められますか。

A2：本事業においては、イベントの実施などソフト事業への支援を想定しているため、備品の購入は認めておりません。事業実施において、備品等が必要な場合は、借用（リース）等で対応してください。

Q3：事業が採択された場合、事業費の執行はいつから認められますか。

A3：事業の採択の可否については、令和3年（2021年）1月末（予定）に申請した団体等に通知いたしますが、事業費の執行は、事業年度である令和3年（2021年）4月1日からとなります。それ以前の事業費の執行については、対象経費であっても補助の対象となりませんので、ご注意ください。

Q4：事業を中止する場合、それまでに要した経費は補助されますか。

A4：自然災害など実施団体の責めに帰さない中止等は、準備等にかかった費用を補助対象とすることができます。実施団体の都合による中止等については、補助対象とならないことがあります。事業の変更や中止等の場合は、事前に事務局へご相談ください。

Q5：補助対象経費の交通費にガソリン代は含まれますか。

A5：講師・イベント出演団体等が補助対象事業の実施場所まで移動する際のガソリン代は、補助対象事業に使用した部分のみを特定することが難しいため、対象とはなりません。講師や出演団体等に対する交通費は、依頼する際に謝礼金等と併せてあらかじめ額を決めることや、バス、モノレールなどの公共交通機関の利用区間の実費を支払うようにしてください。

Q6：事業の途中で補助金をもらうことはできますか。

A6：原則として、補助金は、事業完了後に交付することとなっていますが、必要があると認める場合は、補助金の一部、または、全部を事業完了前（事業の途中）に交付（概算払）も可能です。